

ともに歩む「結みのお」規約

設立の趣旨

豊かな生活を求めて限られた資源や労働力を奪い合う社会はいずれ行き詰まることに多くの方が気づき始めています。お互いを尊重し、共存しあう社会に向かうためには、社会のしくみの変革と同時に、一人ひとりの自覚と地道な努力が欠かせません。使い捨て社会から循環型社会に転換するには、物や人が本来持っている潜在的な力を十分に発揮し、活用しあうことが求められます。また、これから迎える超少子高齢社会を生きていくには、行政サービスだけでなく、地域での支えあいも欠かせません。そうした人々のふれあいを通して、物だけでは得られない心の豊かさも得られるのではないのでしょうか。

私たちは住み慣れた箕面で、最期まで安心して、また自分らしく暮らすために、そして次の世代にまでそれを引き継ぐために、「あるものは活かそう」「ないものは創ろう」の精神にのっとり地域で支えあう場を作ります。

第1条（名称・所在地）

本会は、「ともに歩む・結みのお」と称し、主たる事務所を箕面市西小路3-12-6におく。

第2条（目的）

箕面の地域資源を活かし、市民一人ひとりがお互いに持てる力を出し合い、支えあって、だれもが生き生きと暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 1 情報提供
- 2 会員相互の助け合い
- 3 会員相互の親睦・交流
- 4 市民活動の応援
- 5 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

- 1 本会は第2条の目的に賛同し、年会費を納入し、申込書を提出した者をもって会員とする。
- 2 会員の会費は個人1口年額1,000円（何口でも可）、団体1口3,000円とし、年度始めに納入することを原則とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

代表	1名
副代表	1名
幹事	若干名
会計責任者	1名
会計監査	2名
事務局長	1名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 代表は毎年1回の定期総会 その他 必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 総会はこの会の最高議決機関で、委任状を含めて3分の1の出席で成立し、議決は出席者全員の過半数の賛成を必要とする。
- 3 代表は必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回会計監査による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、2009年3月1日より実施する。